

二〇二五年の幕開け

みなさま、あけましておめでとうございます。
 旧年は、ほぼポストコロナの時代に突入し、株価が最高値を更新するなどの一方、日本や米国、そして韓国などの政情が安定しない1年でした。
 そんな中で、私ごとですが、昨年11月、無事に中小企業診断士に登録することができました。

東京都中小企業診断協会にも入会し、今後、みなさまへのサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。新しい業界に入ると、新鮮な気づきを得ることができます。弁護士は必ず事務所が所在する弁護士会に登録する必要があり、登録をしなければ弁護士活動を行うことができないのですが、中小企業診断士は、診断（士）協会に入会する義務はなく、かつ、複数の会に所属することができます。
 今回、東京都協会に入会しましたが、圧倒的に規模が大きく、関与先の関係者も桁違いです。
 今年の情勢がどうなるかは見通しにくいところですが、ASKに関わってくださるすべてのみなさまのため、専門の人事労務分野を中心に知見を広げていきますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(代表社員弁護士・中小企業診断士 伊藤諭)



賃金債権の時効とは？ ～今後の展開を踏まえて～

債権は行使しないと消滅します

債権（＝相手に契約等に基づいて何らかの請求をすることができる権利）には、時効があります。
 これは、その権利について一定期間権利行使がないと、債務者は、その債権が消滅したといえることになります。

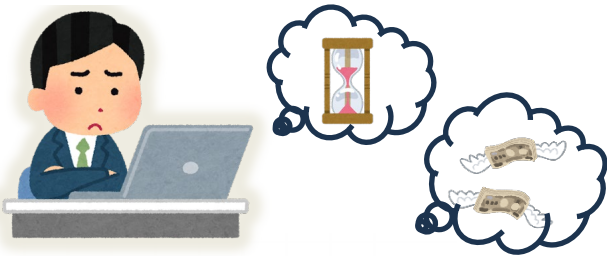
賃金債権も消滅時効にかかります

未払残業代なども債権ですので、一定期間その行為がなされない（＝労働者からその請求がない）ときには、使用者側は、その権利が消滅したと主張できるのです。
 未払残業代などを求められ紛争になったとき、労働者側の主張のうち古い部分の請求が時効にかかっているという場合は、まみ見受けられます。



「当分の間」時効は“3年”

では、どのくらいの期間その権利行使がないと、その債権は時効で消滅したといえるか？
 現在は、“3年”とされています。法文上の本則としては、“5年”なのですが（同法115条）、「当分の間」“3年”と修正されています（同法143条3項）。



時効期間が3年となった経緯

これまでの賃金債権の時効は“2年”でした。そのため、現在の時効期間は、昔の規定に比べれば1年伸びた格好です。

しかし、令和2年に施行された改正民法では時効に関する条文が整備され、それまで債権の種類によってバラバラであった消滅時効に必要な時効期間は原則として“5年”となりました。

本来、賃金債権も民法の改正にならえば、“5年”のはずです。実際、現在の労働基準法も賃金債権の時効は5年が本則とされています。

しかし、先ほど説明したとおり、現在の時効期間は“3年”です（労働基準法115条が5年と定め、同法143条3項がそれを修正しているという建付けです。）。なぜこのようなことが起きたのか？

実は、労使の政治的な駆け引きの結果、「『当分の間』“3年”という妥協の産物となったのです。



「必要な措置」に向けた検討状況

しかし、現在、厚労省のサイトのほか日々の報道などを見ても、この「必要な措置」に向けた検討が開始された様子うかがえません。「5年を経過した場合に」諸事情を考慮して「検討を加え」ることになるので、外部から観察できる動きが現時点で無いのもやむを得ないといえましょうか。

とはいえ、本年3月末を過ぎれば、改正法施行から5年が経過することになりますから、何らかの動きが出てくるものと思われます。もしかすると、水面下では、何らかの動きが既にあるかもしれません。賃金請求権の時効の論点は、使用者からすれば、労働者からの請求に対して支払額を減ずるダイレクトなポイントです。

今後、詳細があり次第お知らせしたいと思います。



改正から5年が経過します

「当分の間」という何とも煮え切らない、玉虫色の先送り解決感が拭えない規定ぶりですが、一応、上記の改正に当たっての改正附則で次のような言及があります。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

そして、この「施行後5年が経過」するのが、本年3月末です。



関連する裁判例のご紹介

消滅時効は、債権の消長に関する重大な効果を生じさせます。しかし、場合によっては、その主張も別の理由から認められないことがあります。一例を紹介します。

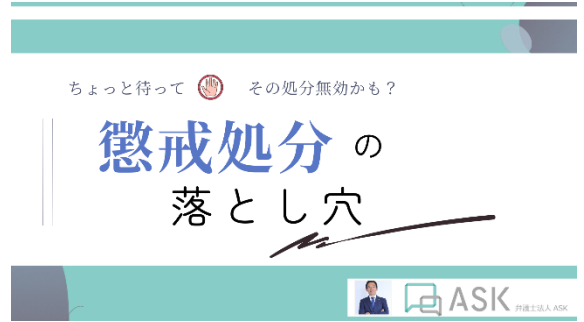
福島地裁白河支部H24.2.14判決の事案は、使用者が、技能実習生（＝労働者）について本来労働基準法等の適用があるにもかかわらず、それを遵守する意識がなく、労基法等を下回る劣悪な条件で労働をさせていた状況において、労働者である技能実習生からの未払賃金請求に対して、消滅時効の主張をした事案です。

裁判所は、このようにいわば虫の良い主張は許さないとして、使用者がした消滅時効の主張は信義則に反して認められないとしました（＝労働者の請求を認容。）。

やはり消滅時効の主張は慎重にしなければならないといえるでしょう。（弁護士柴田 剛）

懲戒処分をテーマにセミナーを開催しました

令和6（2024）年11月20日に「ちょっと待ってその処分無効かも？懲戒処分の落とし穴」と題して一般企業様向けセミナーを開催いたしました。講師は中小企業診断士の登録も行き、気持ちを新たにやる気満々の代表弁護士伊藤諭が務めました。昨年からはじめた企業セミナーも第3回を迎えましたが、なぜか毎回「あいにくのお天気（雨と真冬の寒さ）の中お越しいただき…」というご挨拶が続いております（涙）。次回こそは、晴れていいお天気の中になってほしいな〜と。さてさて、余談はさておき、



懲戒権は・・・

- 適切な場面（するべきとき）で
 - 適切な方法（するべき方法）で
 - 適切な量（するべき内容）
- で使うことが重要！
※リスクはゼロにならないことを理解する



～懲戒権について覚えておきたいポイント～

では、適切な懲戒権の行使と問題社員を生まないための組織作りにはどうしたらいいの・・・？
そんな時には、ぜひASKにご相談ください。

当事務所では、今後もセミナーを開催して参ります。次回は令和7年2月4日（火）16時～@川崎商工会議所に開催予定です。パートナー弁護士の竹内克己が講師を務め、「辞めた社員がライバル会社に？退職時の競業禁止合意の効力とホンネ」について語り尽くします。また、ASKのセミナーは、従業員の方向けの出張型やオーダーメイド型での開催も可能です。ご興味がおありでしたらぜひお問い合わせください！
（弁護士 菊池 帆花）

今回のセミナーでは、多くの経営者のみなさまがお悩みの問題社員対応と懲戒処分にスポットを当てて会社が陥りやすい罠や落とし穴にはまらないためのポイントなどについて解説させていただきました。実は、懲戒処分に関しては、「社内の問題社員にはすぐに懲戒処分をした方がいい」あるいは「むしろ懲戒権を行使しなければ会社的にはリスクがない」という誤解がよく見受けられます。しかし、**懲戒処分において最も大切なのは、懲戒権を「適切な場面（するべきとき）で」「適切な方法（するべき方法）で」「適切な量（するべき内容）で」行使すること**なのです。



～パンダ被り物で勤務？セミナー的一幕～

ASKのホームページもぜひご覧ください！



～トップページより～

実は昨年は中小企業法務サイト（ASKのホームページ）の積極的な運用に力を入れていました。執筆したコラムは約200本！ホームページというのは、一体誰が見ているのか見ていないのか分からないという闇がある一方で、更新を怠ると一見して停滞していることが明らかになってしまうというプレッシャーがあります。今年も重圧に負けずみなさまに素敵な情報をお届けできるように頑張りますので、ぜひご覧いただければ嬉しいです。（弁護士 菊池 帆花）

新年は新しいことを始めるチャンスです！
 ひよんなことからライスポウル（アメフト）を観戦する機会がありました。まったく知らなかったルールも、手許で調べながら観戦するとこれがまた楽しい！川崎は東芝フロンティアーズのお膝元です（ホームは旧川崎球場）。今年はXリーグ観戦します！
 （弁護士伊藤 諭）

新年早々、長年愛用してきたiPadを買い替えました。
 元のiPadは10年くらい使っており、充電のコネクターが壊れて中々充電できないというストレスがありました。新しく買い替えてこのストレスがなくなり、それだけでも晴れ晴れした気持ちです。小さなストレスでも解消することは重要です。
 （弁護士竹内 克己）

過去のニュースレターでも何度か記事を書きましたが、私は、コーヒーやカフェラテなどおいしいコーヒーやカフェラテを求めて、いろいろなカフェに立ち寄りと思っています！ここがおすすめでよ、というカフェがありましたら、是非教えてください。
 （弁護士柴田 剛）

「隣人を自分のように愛しなさい。」
 2025年を迎えるにあたり、この言葉がふと頭をよぎりました。弁護士1年目という貴重な時間を過ごすことができたのは、多くの方の支えがあってこそだと改めて実感しています。大切な「隣人」の支えになれるよう、今年も真摯に取り組んでいきます。
 （弁護士菊池 帆花）

弁護士・事務局
 『ひとこと』



我が家の家電製品が軒並み10年経過し、使いながらストレスを感じるように。久々に家電量販店へ出かけ、高機能かつスタイリッシュな新製品を見ているうちに欲しくなってしまう…今年思い切って家電を買い替え、蛇が脱皮するかの如く(笑)、家の中もバージョンアップ！していきたいと思っています。
 （岡田）

行動制限を強いられたコロナの猛威も過ぎ去り日常が戻ってきたと思ったら、今度は値上げにつぐ値上げラッシュで結果違った意味で自粛を継続することになってしまった2024年でしたが、懐かしい再会・集まりもあり、楽しく過ごせた一年でした。今年も健康で少しでも良いことがある一年になるといいなと思っています。
 （池田）

最近、体力維持のための体操・有酸素運動・筋トレをすることを意識しています。駅などの階段を上らなくなると、当事務所がある4階までの階段を上ることがつらくなることあるからです。継続が大事なので、無理をせず日々取り組むことが今年の目標です。
 （林田）

編集後記

冬といえばみかん。中でも定番の「温州みかん」は、中国を代表する柑橘類の産地・温州市にあやかって名付けられたものの、温州みかんそのものは日本原産だそうです。

その温州みかんが、英語圏では「Satsuma（サツマ）」と呼ばれていることを、最近になって知りました。幕末にイギリスと戦争をした薩摩藩が敗北し（薩英戦争）、和平交渉の中で献上した品物のひとつとして海を渡ったことが由来だとか（ほかに、明治初期、来日したアメリカ駐日公使夫人が、温州みかんの苗を当時の薩摩で購入し、本国に送ったのが由来との説もあり、アメリカではその産地が「SATSUMA」という地名として残っているとのこと）。献上品の中でも特に好評で、今でもイギリスのスーパーでは「Satsuma」が販売されており、クリスマスやお祝いの際に食べるのだそうです。

今シーズンは、そんな数奇な運命をたどった「Satsuma」にも思いをはせながら、美味しいみかんをもうしばらく味わいたいと思っています。

（事務員 岡田）

